給水装置の構造及び材質に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年9月3日

水道局水道事業管理者 藤 原 政 幸

神戸市水道管理規程第8号

給水装置の構造及び材質に関する規程の一部を改正する規程

神戸市水道局給水装置の構造及び材質に関する規程(昭和33年7月水道管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

(3) 以正後部分のみ付任するとさは、目該以正後部分を加える。						
改正後	改正前					
(趣旨)	(趣旨)					
第1条 この規程は、神戸市水道条例	第1条 この規程は、給水装置の構造					
(昭和39年3月条例第46号。以下「条	及び材質に関し、必要な事項を定め					
例」という。)の給水装置の構造及び	るものとする。					
材質に関し、必要な事項を定めるも						
のとする。						
	2 「給水装置」とは、配水管から分岐					
	して設けられた給水管及びこれに直					
	結する給水用具をいう。					
(構造及び材質)	(構造及び材質)					
第4条 [略]	第 4 条 [略]					

- 2 配水管への取付口から水道メータ 2 水道事業管理者(以下「管理者」と ー(以下「メーター」という。)まで の間の給水装置及びこれを保護する ための附属用具は、別表のとおりと する<u>。</u>
- 3 条例第24条の2に規定する工事上 の条件は、この規程に定めるものの ほか、別に定めるところによる。

第5条 「略]

(給水管の種類)

(配水管の口径及び給水管の分岐方 向)

第7条 給水管は、口径300ミリメート ル以下の最寄りの配水管から分岐 し、道路の端までは配水管にほぼ直 角とする。ただし、水道事業管理者 (以下「管理者」という。)が特に必要 と認めたときは、この限りでない。

第15条 削除

いう。)は、必要があると認めるとき は、給水装置について、その構造及び 材質を指定することができる。

(給水管の種類)

第5条 「略]

2 配水管から水道メーター(以下「メ ーター」という。)までの給水管は、 鋳鉄管又はポリエチレン管とする。

(配水管の口径及び給水管の分岐方 向)

第7条 給水管は、口径300ミリメート ル以下の最寄りの配水管から分岐 し、道路の端までは配水管にほぼ直 角とする。ただし、管理者が特に必要 と認めたときは、この限りでない。

(メーター等の保護)

- 第15条 メーター、止水栓、仕切弁、逆 止弁、空気弁及び地下式消火栓は、蓋 等で保護するものとする。ただし、管 理者が認めたものはこの限りではな V) °
- 管理者は、必要があると認めると

きは、蓋その他の給水装置に附属する用具について、その構造及び材質を指定することができる。

JA 工 然	$H \subset \mathcal{H}$
改正後	改正前

別表 (第4条関係)

	分類	品目	呼び径	規格等
給水管		水道用ポリエチレン管	13~50	JIS K 6762 1種二層
				管
		ダクタイル鋳鉄管	75~200	GX形 JWWA G 120 1
				種管・エポキシ樹脂
				粉体塗装
		ダクタイル鋳鉄異形管	75~200	GX形 JWWA G 121 ・
				エポキシ樹脂粉体塗
				装
給水	継手	水道用ポリエチレン管	13~50	JWWA B 116(WSA B
用具		金属継手		011適合品)
	分岐	水道用サドル付分水栓	75~300	JWWA B 117 (密着コ
		(鋳鉄管用)	×20~40	ア使用)
		水道用サドル付分水栓	40~150	JWWA B 117
		(ビニル管用)	×20~40	
		水道用ポリエチレン管	40~50×	JWWA B 136
		サドル付分水栓	20 · 25	
		配水ポリエチレン管用	50×20 •	PTC B 20
		サドル付分水栓	25	
		割丁字管	50~300	管理者承認品(密着
			×40~	コア使用)
			200	
	止水	水道用止水栓 (甲型)	13~50	管理者承認品
		水道用ソフトシール弁	40 · 50	管理者承認品
		水道用ソフトシール仕	50~200	JWWA B 120
		切弁		
		逆止弁付副止水栓 (伸	13~40	管理者承認品
		縮式)		

_				
		単式逆止弁 (逆流防止	$40 \sim 75$	JWWA B 129準拠
		装置用)		管理者承認品
	その他	メーター用ユニオン	13~50	管理者承認品
		止水栓用ユニオン	13~50	管理者承認品
		メーターフランジ	50	管理者承認品
		メーターユニット	13~25	管理者承認品
		鼓管	75~200	管理者承認品
附属	用具	メーター蓋・ボックス		管理者承認品
		止水栓鉄蓋・ボックス		管理者承認品
		遠隔スタンド		管理者承認品
		破損防止テープ類		管理者承認品

備考

- 1 JISとは日本産業規格をいう。
- 2 JWWAとは日本水道協会規格をいう。
- 3 WSAとは給水システム協会規格をいう。
- 4 PTCとは配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格をいう。

附則

この管理規程は、令和6年10月1日から施行する。